

平成18年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成18年6月27日(火曜日)

議事日程第6号

平成18年6月27日(火曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第162号から同第164号まで、陳情第4号及び発議第5号
- 日程第3 議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、
議案第173号から同第175号まで、請願第1号及び陳情第5号
- 日程第4 議案第171号及び同第172号
- 日程第5 議案第170号
- 日程第6 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第7 発議第4号
- 日程第8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第162号から同第164号まで、陳情第4号及び発議第5号
- 日程第3 議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、
議案第173号から同第175号まで、請願第1号及び陳情第5号
- 日程第4 議案第171号及び同第172号
- 日程第5 議案第170号
- 日程第6 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第7 発議第4号
- 日程第8 議員派遣について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	笠原幸江君	4番	渡辺重雄君

5番	中村	実君	6番	平野	久樹君
7番	五十嵐	哲夫君	8番	田原	樹実君
10番	松尾	徹郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	五十嵐	健一郎君	23番	山田	悟君
24番	池亀	宇太郎君	25番	大矢	弘君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

+

+

市長	米田	徹君	助役	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	野本	忠一郎君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務企画部次長	本間	政一君	企画財政課長	織田	義夫君
総務課長	小林	忠君	青海事務所長	山崎	利行君
能生事務所長	田上	正一君	福祉事務所長	小掠	裕樹君
市民課長	荻野	修君	商工観光課長	田鹿	茂樹君
市民生活部次長	早水	隆君	建設課長	神喰	重信君
健康増進課長	田村	邦夫君	ガス水道局長	松沢	忠一君
農林水産課長	吉岡	隆行君	教育長	小松	敏彦君
新幹線推進課長	黒坂	系夫君	教育委員会学校教育課長	月岡	茂久君
消防長					
教育委員会教育総務課長					
教育委員会教育次長					
生涯学習課長			教育委員会文化振興課長		
中央公民館長兼務	山岸	洋一君	歴史民俗資料館長兼務	山岸	欽也君
市民図書館長兼務			長者ヶ原考古館長兼務		
勤労青少年ホーム館長兼務					
監査委員事務局長	広川	亘君			

事務局出席職員

局長 齊藤 隆嗣 君 次 長 小林 武夫 君
主査 松木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6番、平野久樹議員、18番、伊井澤一郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る6月20日と本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

議員発議として発議第4号、新潟県議会議員の選挙の区割りとは議員定数配置に対して配慮を求める決議について、発議第5号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の2件が、所定の手続きを経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、6月20日の議会運営委員会では、議員発議、市外調査について協議し、また、クールビ

ズの対応について6月12日の決定に加えて、議場においても上着の着用は自由とする。また、糸魚川市総合計画について議員派遣を行いたいものであり、議長発議として本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．議案第162号から同第164号まで、陳情第4号及び発議第5号

+

+

議長（松尾徹郎君）

日程第2、議案第162号から同第164号まで、陳情第4号及び発議第5号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第5号の説明を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

本定例会初日に総務財政常任委員会に付託されました案件は、

議案第162号から同第164号までと、陳情第4号の4議案であります。

去る6月23日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決及び採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第162号、契約の締結については、青海事務所及び消防分署建築工事の概要について透視図、すなわちイメージ図の添付資料を含め説明を受けております。

委員より、地元の消防団、住民、地元議員との十分なコンセンサス状況の質問については、去る5月25日に地域審議会を開催し、平面図等により説明を行い、委員からは開始時期や地震への耐震性、災害時の現地本部としてのスペースについての意見等があり、議会で話のあった防災倉庫のスペースについても説明し、質疑、応答している。また、消防団については十分協議を行っており、合意を得るとの答弁を受けております。

議案第163号、契約の締結について（大和川地区公民館新築工事の契約の締結）、及び議案第164号、財産の取得（災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得）については、若干の質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

ただし資料不足、すなわち議案第163号の大和川地区公民館新築工事の契約の締結についての移転移築計画全般を1つの事業として考えた、土地購入費や新築事業費、及び新幹線機構からの補償料等の資料や、平面図及び駐車場を含めた全体図がないことや、議案第164号、消防ポンプ自動車の財産取得の説明においては、今ある消防車2台をなくし、新しい高機能消防車1台にした場合の消火活動能力や出動対応等の説明不足に対し、委員会として今後資料提示や説明強化の要望に対し、助役より、重要議案については事前に委員長と相談を行い、資料の範囲等を決めて議会に臨むべく、再度、周知徹底に努めたいとの答弁を受けております。

続いて、陳情第4号、出資法の上限金利の引き上げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情については、異議なく採択となりました。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第5号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第5号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書。

平成19年1月には、出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては貸金業の規制等に関する法律第43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

1 次のとおり、出資法及び貸金業の規制等に関する法律を改正すること。

(1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。

(2) 貸金業の規制等に関する法律第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

訂正をお願いいたします。

陳情第4号の次第において、出資法の上限金利の「引き下げ等」と言わなければいけないところを、「引き上げ等」ということで申し述べましたので、これを引き下げの方に訂正のほどよろしくお願い申し上げます。申しわけありませんでした。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、
これにて討論を終結いたします。

これより議案第162号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第163号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第164号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第5号を先議します。

おはかりいたします。

これより発議第5号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第4号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情は、採択すべきものとみなします。

日程第3．議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、
議案第173号から同第175号まで、請願第1号及び陳情第5号

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第159号から同第161号まで、議案第165号から同第169号まで、議案第173号から同第175号まで、請願第1号及び陳情第5号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、

議案第159号 系魚川市グリーンメッセ能生条例の制定について

議案第160号 系魚川市スキー場等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第161号 系魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第165号 指定管理者の指定について（系魚川市グリーンメッセ能生）

議案第166号 指定管理者の指定について（シャルマン火打スキー場）

議案第167号 指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）

議案第168号 市道の廃止について

議案第169号 市道の認定について

議案第173号 平成18年度系魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第174号 平成18年度系魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

議案第175号 平成18年度系魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

陳情第 5号 防災・災害関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情

以上の議案11件、陳情1件であります。

去る6月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案11件についてはいずれも原案可決、陳

情第5号については不採択であります。

なお、継続審査となっております請願第1号、生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願につきましては、不採択であります。

また、陳情第3号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情につきましては継続であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第160号、糸魚川市スキー場等条例の一部を改正する条例の制定について。

シーサイドバレーの温泉は、なぜ料金割引の制度がないのか。料金体系の見直しはしないのかとの質問に対し、地元や関係者と協議し料金を定めた。同じように指定管理者制度で管理する入浴施設であれば、料金体系や割引の制度も統一すべきではないかということもあるので、検討課題として預けていただきたいとの答弁でありました。

議案第167号、指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）では、9月1日施行の理由、当市と会社とのかわり方、決算把握はできるのか、市が実質的に管理料を出すのは幾らかとの質問に対し、株主総会を7月下旬に予定している。会計決算期が6月1日から5月31日までということで、その後、協定書の締結までの間、協議をする必要があり、限度内いっばいの9月1日施行とさせていただきたい。

会社とのかわりについては、市の体制としては特に大きな変化はない。指定管理者制度導入によって、会社を指定管理者として委託するという形になるということであり、出資をするとか役員を派遣するということは一切ない。

決算の把握については、今まで市は財産貸し付けで、経営は会社主体であった。今後は指定管理者になるということで公の施設の管理をお願いするため、指定管理料を定めるに当たって、会社の経営状況等のより詳しい情報を入手しなくてはいけないという責務が生じる。

市が実質管理料を出すのは、当初予算どおり2,000万円と温泉の源泉ポンプ点検260万円で2,260万円計上している。4月から8月までの間に機械設備点検委託で1,400万円を執行予定であり、広告宣伝250万円は会社の方で主体的にやっていただくということで、今回、指定管理料の中に含めた。差し引きすると、9月から翌年3月までで指定管理料は1,110万円になるとの答弁でありました。

このほか活発な質疑が行われ、審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

請願第1号、生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願に、賛成の立場で討論いたします。

請願項目は2つであります。1つは、地方最低賃金の改定に当たって生活保護基準を下回らないこと。いま1つは、全国一律の新しい最低賃金制度を創設することです。

労働者の賃金においては、家族を養い暮らしていける最低限の保障が必要なわけでありますから、生活保護基準以下というのはおかしいわけであります。これは当然と思えますし、現在の都道府県単位から全国一律の新しい最低賃金制度にすることは、賃金が低きに合わせられる現状において、今後の方向としてはよいことだと思いますので賛成であります。

次に、陳情第5号、防災・災害関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書について、基本的に賛成であります。

陳情項目にある公共事業を、生活関連と国土環境保全、防災優先に転換することは、地震、水害、土砂崩れ等災害が多いこと、日米の貿易摩擦を理由に内需拡大の名のもと、大型公共事業で借金をふやし続けて日本を世界一の借金王にしたことを考えれば、当然のことです。

耐震偽装、シンドラ社エレベーター事故は、規制緩和の名のもとに行われた検査業務の民間委託に大きな問題のあることが指定されております。市場化テストは、これらの教訓を生かそうとせず行政責任を放棄する点、情報保護の点でも問題のあるものであります。

また、独立行政法人化の問題は、既に実施された大学に見られるように、本来、国の責任においてやらなければならないことが、経費削減という目先のことにのみ目を奪われて、長い目で見て必要なところに予算が回らず、国の基礎的な力をそぐことにもなりかねないものであります。

公共事業に国民の意見を反映させる取り組みは、既に行われてきていることであり、方針を策定し、充実させることは当然のことです。当地域のように中小建設業の多いところでは、中小建設業と、そこに働く人たちの処遇を改善することは大事なことです。国家公務員の一律の定員削減は行わず、実態に応じた定員を確保することも当然であります。そうでなければ、当地域における国の出先機関はなくなるわけであります。中小企業、農林水産業、地方切り捨て、強い者さえ生き残ればよいという新自由主義、国の責任を放棄するような市場化万能主義では、当地域はよくなりません。災害の多い当地域にとって生活関連優先、国土環境保全、防災対策優先に転換させることこそ、大事なことであると考えます。

以上、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第159号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第160号、糸魚川市スキー場等条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第161号、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第165号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第166号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第167号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第168号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第169号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第173号、平成18年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第174号、平成18年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第175号、平成18年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する採決は起立により行います。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号、防災・災害関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する採決は起立により行います。

本陳情に対する委員長報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第4．議案第171号及び同第172号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第171号及び同第172号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日に、当文教民生常任委員会に付託となりました案件のうち、

議案第171号 平成18年度系魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第172号 平成18年度系魚川市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

の2案件につきましては、去る6月22日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程において、若干の質疑、応答はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第171号、平成18年度系魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第172号、平成18年度系魚川市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第170号

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第170号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

議案第170号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）につきまして、当総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る6月23日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

企画費の携帯電話不感地域解消事業費において、今後の不感地域解消計画の問いに、現在、不感地区は7カ所あり、今回の整備で仙納、徳合、島道、平が該当、au自身が自前で外波に基地局を立てたので、外波地区は携帯電話の不感地区から外れることになる。今後、人口の多い地域、木浦、高倉を19年度の申請に向け、県・国と調整を図っていきたいとの答弁がありました。

消防費のAED借上料では、委員より、AED設置場所の周知、及び夜間等の使用の検討についての質問に対し、AEDはだれでも使える場所を選定し、設置しており、市民会館ではガラス越しに見える位置に配置してあり、いざという場合にはガラスを割ってもらうような非常手段をとってほしい。小学校等についても一般開放に備えながら、かぎのかからないボックスの中に入れ、ボール等が当たらないような場所に設置している。また、看板等を取りつけ、わかりやすくしているとの答弁がなされております。

その他、若干の質疑が交わされておりましたが、特段報告する事項はなく、本案については異議なく原案のとおり可決することに決しました。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

議案第170号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当建設産業常任委員会に分割付託されました関係部分につきましては、去る6月21日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程において若干の質疑を行っておりますが、特段ご報告すべき事項はなく、異議なく了承しております。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第170号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当文教民生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る6月22日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

市民課関係では、パスポート申請交付事業が本年10月から実施されることはよいことではあるが、市役所の仕事量はどうなるのかとの質問に対し、県からの資料で、昨年実績778件、平均すると1日3件程度になるとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、障害者自立支援総務費の電算システムの内容はとの質問には、今あるシステムは身障の台帳、知的の療育手帳の管理システムしかない。障害者自立支援法の中では、精神障

害者の手帳所持者、及び通院医療の管理も必要となってくるので、それも含めているとの答弁がありました。

また、国・県の補助はなく、市単独で行うことになるのかとの質問には、県の説明では補助金制度はないと聞いているとの答弁でした。

このほかにも多くの質疑と応答がありました。特段報告すべき事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

建設産業常任委員長にお伺いいたします。

7月1日よりシャルマン火打スキー場とグリーンメッセ能生が、火打山麓振興株式会社に管理委託されますが、指定管理者制度が導入されることにより毎年1億円の赤字を改善する1つの方策ということでは、有効ではないかと思しますので、基本的には賛成であります。

問題は、中身をどうしていくかということであります。スカイパーク事業に対する市の繰入額はどうか。指定管理者の指定期間は、2年後の平成20年3月31日までとなっておりますが、指定管理料はどうか。2年間変わらないのか、毎年協議していくのかどうかお聞きしたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

お答えいたします。

その件については、この170号については、その論議はございませんでした。特段、報告事項はありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

非常に大きい問題でありますので、論議していただきたかったなというふうに思います。

わかりきっているので、そこまで論議しなくてもいいということなのかもわかりませんが、この後、指定管理料そのものを私は減額していく必要があるというふうに考えますので、お聞きしたところであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第170号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．閉会中の継続審査及び調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第6、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

日程第7．発議第4号

議長（松尾徹郎君）

日程第7、発議第4号、新潟県議会議員の選挙の区割りと議員定数配置に対して配慮を求める決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

発議第4号、新潟県議会議員の選挙の区割りと議員定数配置に対して配慮を求める決議について説明申し上げます。

昨今、来年の統一地方選挙における新潟県議会議員選挙の区割りについて大きく報道されている。現状においては特例条例を適用し、旧市町村単位での区割りによる選挙が実施されることとなっているが、私たちは新市町村による区割りでの選挙を実施する事はかねての主張であります。

また、新潟市が政令指定都市となった場合、「一般国道及び県道の管理や教職員の任免、給与の決定など」住民生活に直結した県の仕事の大部分を占める1,113の事務移譲がなされると既に基本合意されている。

新潟市が政令指定都市へ移行することにより、県から大幅に権限移譲されることを鑑みると、新潟市に対して現行どおり全県一律に人口比率による定数配置をすることは、県と同等の権限を有する政令指定都市に議員定数までも一極集中することになり、疑問を感じざるを得ない。

極論すれば、新潟市を中心に県政が運営され、その結果として行政効率の芳しくない地域への配慮が行き届かなくなる恐れもあり、将来的に非常に重要な問題となることが懸念される。

よって、「政令指定都市」新潟市の県議会議員定数配置については、議員の配置基準を一律に人口比率に求めるのではなく、慎重に検討すると共に中山間地域や離島など過疎地域の定数配置に対しても、特段の配慮を行うよう強く求める。

以上、議員各位におかれましては趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔2番 保坂 悟君登壇〕

2番（保坂 悟君）

発議第4号、新潟県議会議員の選挙の区割りとは議員定数配置に対して配慮を求める決議について反対の立場で討論をさせていただきます。

新しい市町村による区割りで行う選挙に関しては賛成するものでありますが、後段の政令指定都市だからという理由で、新潟市の人口比率を単純な扱いで変更し、議員定数を決めてしまうことは、新潟市民の権利を損ねるもので、避けるべきであると考えます。

ほか4つの理由を申し上げます。

1、全国的に見ますと、政令指定都市ということで他の選挙区と違う基準を設けて定数を減らしている例がほとんどありません。

2、新潟市においては、県が管理する空港、港湾をはじめとして、今後より一層県と新潟市とが連携して、世界全国に発信できる拠点性の強化を図り、県の発展を考えなければなりません。

3、県税収入のおよそ5割近くが新潟市から入っており、納税者の権利をどのように守るのか。

4、新潟市の定数を減らした場合、県内における1票の格差が非常に大きくなります。

このような点がきちんと論議されずに、特定の地域で定数が削減されることは余りにも拙速であります。新しい区割りによる選挙の実施と議員定数の問題とは、立て分けて考えるべきであります。この2つのことを一緒に論議してしまうと、結論が出ないままになってしまい、結局、旧市町村単位の特例条例で選挙をすることになるのではないかと私は危惧しております。

定数に関しては、県議会の中で十分な議論をすべきであります。現に新潟県議会では2月定例会で、国勢調査に基づき定数を1減の60にしたばかりであり、法定定数に対する削減率は全国12位となっております。これはこれで評価できるのではないかと思います。

いずれにしても、定数に関しては人口比率を簡単に考えてはいけないと申し述べ、私の反対討論を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、池亀宇太郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

池亀議員。〔24番 池亀宇太郎君登壇〕

24番（池亀宇太郎君）

私は発議第4号、新潟県議会議員の選挙の区割りと議員定数配置に対して配慮を求める決議について、清新クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

本案は、来年度に予定されている新潟県議会議員選挙において、現状では特例条例を適用し、旧市町村単位での区割りによる選挙が実施されることとなっております。県内では現在、市町村合併が進んだ結果、旧来どおりの区割りでなく、新市町村による区割りで選挙が強く求められています。

新潟市が政令指定都市に移行することにより、県から大幅に税源移譲をされることから、全県一律に人口比率による定数配置することは、県と同等の権限を有する政令指定都市に議員定数までも一極集中することになり、少子・高齢化が進展する中で、離島や中山間地域を多く抱える本県の特殊事情を考慮して、都市部と中山間地域をはじめとする過疎地域との格差が拡大することのない新しい区割りで選挙され、議員定数配置についても特段の配慮を求め、発議第4号の賛成討論といた

します。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上。

議長（松尾徹郎君）

次に、猪又好郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。〔20番（猪又好郎君登壇）

20番（猪又好郎君）

市民ネット21を代表して、新潟県議会議員の選挙の区割りと言議員定数配置に対して配慮を求め
る決議に、反対の立場から討論いたします。

私たちが新潟県議会議員選挙の合併後の自治体を選挙区とする新区割りには賛成しています。

議員定数については、民主主義の根幹をなすもので、議員定数には不公平があれば、民主主義や
国民主権が根底から揺らぐこととなります。地域の利益に左右されず、厳格に配置されなければな
りません。新潟市が政令指定都市になれば、県から市に権限が移譲され、そこに議員定数が一極集
中すれば、都市と過疎地の格差が拡大するとありますが、新しい選挙区での選挙になれば新潟市が
8区に分割され、各区の人口は県内の他の選挙区とほぼ変わらない人口構成となり、一極集中に当
たらなると考えます。都市と過疎地の格差は施策の問題であり、議員定数とは切り離して考える問
題であります。

よって、新潟県議会議員の選挙の区割りと議員定数配置に対して配慮を求め決議に賛成できま
せん。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

次に、畑野久一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

新政会を代表して、ただいま議案となっております新潟県議会議員の選挙の区割りと議員定数配
置に対して配慮を求め決議案に対し、賛成討論を行います。

ご承知のとおり本決議案は、来年春執行されます統一地方選挙における新潟県議会議員の選挙に
対し、2つの内容をもった決議案であります。

まず、区割りについては、昨年年初以来、当市を含め県内各地域において平成の大合併が進み、
各市町村では新しい行政区割りのもとで、行政・議会・住民が一体となって新たなまちづくりに取
り組んでいる現実から、新市町村による区割りで県の議会議員の選挙の実施は、県民の圧倒的な声
であると思ひます。

一方、定数配置については、新潟市が来年4月1日、政令指定都市となり、県から大幅な事務移
譲がなされ、県と同等の権限を有し、県政へのかかわりに変化が見込まれる上、議員の一極集中化

と県民サービスの地域格差の拡大に対し、大きな疑問を持つものであります。

同時に、当市は新潟県の最西端に位置し、広大な市域に多くの中山間地をはじめ過疎地域を持った、産業と生活条件不利地域でありながら、県議員 1 人当たり人口最大の選挙区となることが見込まれることに対し、市民の不満は日増しに高まっています。

他県の例として、政令指定都市の先輩であります仙台市は、本来、県議員 26 名定数のところ、3 名減の 23 名となっている事例もあり、この程度の政令指定都市への減員と、当市をはじめとする遠隔かつ過疎地域への若干の増員配慮は、市民の大多数が願っていることでもあります。

よって、本決議案に対し私たち新政会は、賛成するものであります。

以上。

議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29 番 新保峰孝君登壇〕

29 番（新保峰孝君）

発議第 4 号、新潟県議会議員の選挙の区割りと言議員定数配置に対して配慮を求める決議に反対の立場から討論いたします。

県議会議員の選挙区は、合併後の現在の市町村を基本とした区割りにすることは当然のことではありますが、新潟市が政令指定都市になるので定数を減らす、過疎地域は定数をふやすという考え方には同意できません。

国民の参政権を保障しているもとにあるのが選挙権であり、どこに住んでいようが、お金があろうがなかろうが、同等の 1 票の権利を持つというのが原則であります。この原則にのっとって定数を決めるのが筋であります。それが崩されると、そのときどきの多数を占める党派の都合で、土俵がかえられる恐れが出てくることも否定できません。

東京への一極集中や県都への集中、地方交付税削減、地方切り捨ては政治のやり方であります。過疎化はその結果であり、政策、やり方を変えなければ変わらない問題であります。

国民主権の基本原則を、政令指定都市や過疎の問題と結びつけるのは本末転倒であり、選挙の定数とは関係ないことでもあります。この問題は国民主権の基本原則から考えるべきことであり、本案には反対であります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。〔13 番 倉又 稔君登壇〕

13 番（倉又 稔君）

新生クラブの倉又です。新生クラブを代表して発議第 4 号、新潟県議会議員の選挙の区割りと議員定数配置に対して配慮を求める決議の賛成討論を行います。

行政における基礎の算出は、面積や地形などを考慮することはまれで、その多くを人口に求めています。平野と中山間地、人口密集地と過疎地域など地域の諸条件を考慮することなく、一律に人口に求めていることに疑問と不満を感じています。国政の選挙区においても、また、県政における議員定数においても同じことが言えます。

新潟市が来年4月に政令指定都市に移行することになっていますが、政令指定都市とは県と同程度の行財政権を持つとともに、行政手続上、県を経由することなく国と直接交渉することができる地位になることです。新潟県の人口の3分の1強が県の管理下から離れ、独自の行政運営を展開できることは、ある意味、県の指導や管理から離れることで、必然的に議員定数の削減もしかるべき処置と考えます。

21世紀臨時行政調査会が調査したアンケート結果によりますと、市長の81.5%、知事の86.4%が、地方交付税の総額の現状維持を求めていることから、地方と都市との財政力の格差が、ますます広がっていることがうかがわれます。このことは県内においてもいえることで、人口の33.5%、県税の40.4%を新潟市が占めているとはいえ、ほぼ県と同じ権限を持つことになる政令指定都市の中身を考慮することなく、1票の格差という一言で済まされる問題ではありません。議員1人当たりの人口を基準としての1票の格差を語ることなく、議員1人当たりの区割り面積、地形等を考慮した上で、議員定数を定める必要があると思います。

公職選挙法第15条第8項、但し書きによりますと、「但し、特別の事情があるときは概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」となっています。これは以上、述べてきたところを考慮した条文と解釈しております。

よって、新潟県議会議員の選挙の区割りと議員定数配置に対して配慮を求める決議に賛成いたしますとともに、議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔21番 古畑浩一君登壇〕

21番（古畑浩一君）

それでは通告書に従いまして、これより奴奈川クラブを代表し、発議第4号に賛成の立場で討論を行います。

これまで多数の議員が討論の中で述べられたように、一方には1票の格差の問題があることは十分に承知をしております。また、一方には、新潟市の一極集中問題、俗に蒲原政治という人口比率を背景にした大いなる地域間格差があることも事実であります。

来年4月に政令指定都市となる新潟市、政令市はご存じのとおり、県と同等の権利を有する自治体となり得ます。新潟市の独立により、新潟県としても税収が激減するとの話も聞いております。均衡ある県土の発展というお題目からすれば、新潟市の一極集中を是正し、合併により誕生した多くの自治体の発展に寄与することに、県は重心を置くべきと考えます。

新聞紙上をにぎやかし、県民の注目を集めております新潟県立野球場問題1つをとっても、県立体育館が1つもない糸魚川市には、国体に向けて既存の施設を使え、国体に向けた新設には補助を

つけないとの厳しい方針を示し、国体に向けたナイター施設設備にさえ補助はなく、反面、新潟市には80億円を超える巨額な建設費を盛り込み、国体に間に合わせるように新設すると言います。

私は野球場をつくるなど言ってるわけでもありませんし、野球場建設問題をここで論議をするつもりもありません。ただ、持てる市と持たざる都市との格差問題の1つの事例として申し上げておきます。

これまで県都整備に莫大な資金を投入し、日本海側随一の都市となった新潟市、その新潟市の独立とも政令指定都市確定の今、新たな核づくりと地域間格差の是正が急務とするならば、県当局並びに県議会の姿勢を示すべきだと考えます。

県の指導のもとに広域合併を推進してきた糸魚川市としても、合併条件の1つとして議員定数には配慮を行い、激変緩和措置として小選挙区制の導入、議員の格差緩和配分を行ってきた経緯もあります。そのときも1票の格差問題が論じられましたが、1票の格差よりも地域間格差の是正が優先となったはずであります。

新潟県の西端に位置する糸魚川市は、県都から180キロも離れた遠隔地にあります。新潟県からの疎外感も強い土地柄であります。新新潟市の議員が3分の1を占める議会構成、糸西で2議席あった定数を1とする、これがこれから地域間格差を埋めることのできる定数配分とは、とても考えられません。かつて1市2町が合併時に選択したように、1票の格差に重きを置くより地域間格差の是正に重きを置き、激変緩和を優先するよう切に願い、賛成討論といたします。

以上。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより発議第4号、新潟県議会議員の選挙の区割りとは議員定数配置に対して配慮を求める決議についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議員派遣について

議長（松尾徹郎君）

日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

糸魚川市総合計画について、会議規則第159条の規定により29人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、29人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成18年第2回市議会定例会の閉会にあたり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る6月12日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なるご審議をいただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に、当面する主要事項3点につきまして、ご報告申し上げさせていただきたいと存じます。

まず、1点目といたしまして、市道旧松本線敷地の時効取得による所有権移転登記請求訴訟について、ご報告申し上げます。

旧青海町では、町道旧松本線の国道8号から南側を県道青海水崎線として県に引き継ぐに当たり、相続の関係等で取得できない状況にあった敷地内の土地2筆の権原取得が必要になりましたことから、町議会の議決を経て、登記名義人の相続人30名に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記を請求する訴状を、平成17年1月28日付で提出し、訴訟を進めてきたものであります。

外国籍の1名を除く29名につきましては、昨年4月14日に所有権移転登記手続をするよう判決が言い渡され、この判決が確定いたしております。残り1名につきましては、外国籍でありますことから、別途手続が必要であり、本年5月18日に第1回の口頭弁論が行われ、同日、結審し、去る6月22日に前回同様の判決がなされたところであります。

今後のこの判決が確定するのを待って所有権移転の手続を進め、1日も早く県道として引き継げるよう、県の指導のもと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目といたしまして、北陸新幹線工事についてご報告申し上げます。

現在、市内各地で順調に工事が進められておりますが、本年3月3日に発注されました須沢、今村新田、田海地区内の高架橋下部工事は、現在、工程等について地元住民説明を実施しており、8月4日に工事安全祈願を行い、本格的な工事を行う予定となっております。また、浦本地区で現在掘削をしております高峰トンネルは、8月中旬に貫通する予定とのことであります。今後とも円滑な新幹線工事の促進に努めてまいります。

3点目といたしまして、住民懇談会の開催についてご報告を申し上げます。

合併1年目の昨年、広くなった市内の各地域の24会場で、住民懇談会を開催してまいりました。

私の市政運営の考えを直接市民の皆様にお話をさせていただき、市政への率直なご意見をお聞きする場として、大変有意義に行われてまいりました。また、参加された住民の皆様からも継続開催を望む声が多かったことから、本年も引き続き2巡目となります住民懇談会の開催を計画し、広報でお知らせいたしたところであります。

7月12日の木浦地区公民館を皮切りに、年内16会場を予定しており、今年回りきれないところは、来年も継続して開催することにいたしております。多数の市民の皆様、また議員の皆様方におかれましても、ぜひご来場くださいますようお願い申し上げます。

以上、当面いたしております主要事項3点についてご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、これから夏の観光シーズンを迎えます。山開きや海開きに続き、各地域でイベントや夏祭りの開催に向けた準備が進められております。7月22日、23日には「おうみ祭り」、7月29日、30日には「糸魚川おまんた祭り」、また、8月5日には「のう海上花火大会」と「奴奈川祭り・夏の陣」がそれぞれ開催されますほか、今年は7月13日から19日まで、能生地域の巖島神社で30年ぶりに式年祭が行われるのにあわせて、舞楽競演等のイベントが開催されております。市民の皆様にはぜひとも市内各地の催しにお出かけをいただき、地域相互の理解と交流を深めていただきたいと思います。

また、市外からおいでの皆様に、広くなった糸魚川市の魅力を知っていただく絶好の機会でありますので、各実行委員会と連携をしながら私も率先してPRに努めてまいります。議員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場からご協力を賜りますようお願い申し上げ、終わりに、平成18年9月市議会定例会の招集日を、9月4日(月曜日)とさせていただきたく予定しておりますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(松尾徹郎君)

これもちまして平成18年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+